

会 議 録

| | |
|-------|---|
| 会議の名称 | 第8期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 |
| 事務局 | 福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター |
| 開催日時 | 令和4年8月10日（水） 午後5時30分から午後6時30分まで |
| 開催場所 | 萌え木ホール A会議室 |
| 出席者 | <p>【委員】</p> <p>〈市役所の会議室での参加〉</p> <p>石塚 勝敏委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、小根澤 裕子委員、丸山 智史委員、宮井 敏晴委員、立石 静子委員、高橋 徹委員、畑 佐枝子委員</p> <p>〈WEBによる参加〉</p> <p>木下 一美委員、田中 麻子委員、佐々木 宣子委員</p> <p>(事務局)</p> <p>自立生活支援課課長 自立生活支援課相談支援係長 自立生活支援課障害福祉係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p> |
| 会議内容 | 第8期 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録のとおり |

第8回 第2回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(会長代理)

ただいまから第2回的小金井市地域自立支援協議会全体会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員等、事務局から報告願います。

(事務局)

本日、加瀬会長・吉岡副会長・渡邊委員・鴻丸委員・佐々木由佳委員・橋本委員・八木委員・永末委員から欠席の連絡を頂いています。

また、丸山委員から遅刻の連絡と塚口委員から仕事が終わって間に合えば参加されるという連絡をいただいています。

小金井市地域自立生活支援協議会設置要綱第6条第2項の規定にありますように協議会の開催には半数以上の出席が必要となりますが、22人中、遅刻の連絡も含めて12人若しくは13人の出席がありますので、会議が成立することを報告いたします。

(会長代理)

配布資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日机上に配布しておりますのは、

資料1-1 生涯発達支援部会の活動報告

資料1-2 相談支援部会の活動報告

資料1-3 社会参加・就労支援部会の活動報告

資料2 障害者週間実行委員会の進捗状況

資料3 ステッカーデザイン選考結果

資料4-1 障害者計画策定に係るアンケート調査票・各設問に対する意見のまとめ

資料4-2 障害のある人向けのアンケート

資料4-3 障害者団体向けアンケート

資料4-4 事業所向けアンケート

資料4-5 一般市民向けアンケート

資料4-2から4-5につきましては、7月の部会で配布したものを再配布したものととなります。

資料5-1 小金井市地域福祉推進委員会条例

資料 5-2 小金井市地域福祉推進委員会委員名簿
以上が事前に郵送させていただいた資料です。

次に本日追加した資料としまして、

追加資料 1 障害者週間スペシャルイベント企画案

追加資料 2 障害者差別解消法って何？

というパワーポイントの資料があります。こちらは平成 29 年 2 月に使用したものをそのまま参考資料として配布したもので、実際に今年度のイベントで使用するには修正が必要と考えていますので、その旨をご理解いただきたいと考えています。

なお、Web 参加の方にはメールで電子データを送ってありますので、ご自身でプリントアウトしていただくか、画面上での確認をお願いいたします。

配布資料は以上でございますが、不足等ございましたら、挙手をお願いします。

(会長代理)

それでは「議題 1、各部会からの報告について」から入りたいと思います。本日は事務局からの報告とさせていただきますので、事務局よりお願いいたします。

(事務局)

7 月に行われた専門部会につきましては、各部会とも個別の案件については協議しておりません。協議内容としましては、障害者週間スペシャルイベントの企画・差別解消委員の募集についての事務局からの報告、地域福祉推進委員選任についての報告になります。

それと協議事項といたしまして、障害者計画作成に係るアンケート調査票の修正等について協議をしていただいたところでございます。

報告は以上です。

(会長代理)

それでは「議題 2 事務局からの報告事項」です。始めに障害者週間実行委員会の進捗状況について、事務局から報告をお願い致します。

(事務局)

資料 2 をご覧ください。

障害者週間実行委員会は毎月 1 回、原則として第 3 木曜日に開催しております。イベントの内容の協議状況につきましては、第 1 回で協議の役割分担を決

定、第2回において映画上映で検討していくことに決定、第3回で映画の上映候補作品を2本選出し、第4回で「こんな夜更けにバナナかよ」を上映することに決定しました。

今回は8月25日(木)に開催を予定しており、自立支援協議会で実施する午前の内容が決まれば、チラシなどの周知物に関する協議を行いたいと考えております。

現時点のタイムスケジュール案につきましては、午前の部は9時から準備を開始し、9時45分開場、市長及び実行委員長の挨拶の後、10時15分から12時までが自立支援協議会のイベントの時間となっております。イベントの内容等につきましては、後ほど、「協議事項2 障害者週間スペシャルイベントについて」で協議をしていただきたいと思います。

午後の部につきましては、12時30分開場、13時5分から15時5分まで映画上映を行い、16時に閉会予定となっております。お時間のある方は是非、午後の部にもご参加頂きたいと思っております。

報告は以上です。

(会長代理)

ご意見等は後ほど、協議の際にいただくとして、ご質問等、ある方はいらっしゃいますか。無いようですので、次の報告事項に進みます。

次に「議題(2) イ 合理的な配慮の提供支援事業(ステッカーデザインの選考結果)」について事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料3をご覧ください。合理的な配慮の提供支援事業の一環として、主にこの事業を活用して合理的な配慮を提供した店舗等に配布するステッカーデザインにつきまして、第1回の全体会で事前審査をしていただきましたが、その後、5月26日に市長・副市長、及び関係部課長職により選考会を実施した結果、資料の通り決定しました。

なお、補足といたしまして選考会当日、教育長は他の公務により欠席されましたが、事前に選考していただきまして、選考結果の集計には含まれていることを報告いたします。

資料の裏面をご覧ください。令和4年7月7日、作品の応募者を市長室にお招きし、記念品として図書カードを贈呈いたしました。今後の予定といたしましては、ステッカーが納品される11月以降に配布を予定しております。尚、ステッカーにつきましては補助金を使わず、自らの資金で合理的な配慮の提供を行った事業所に対しても配布したいと考えており、現在、配布要件について精査をし

ている所でございます。

報告は以上です。

(会長代理)

事務局から報告がありました。本件について、ご意見等ございますか。無いようですので、次の議題に進みたいと思います。

それでは「議題(3) ア、障害者計画策定に係るアンケートについて」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4-1をご覧ください。7月13日に開催した専門部会におきまして、平成28年度に現行の障害者計画を策定するにあたって実施したアンケート調査票を基に、修正が必要な個所についてご協議いただきました。こちらは各部会が出されたご意見及び部会開催後に事務局に寄せられたご意見を一表にまとめたものでございます。

資料4-2から資料4-5につきましては、部会開催前に行ったワーキンググループで出された修正案を吹き出しの形で加えたもので、7月の専門部会で協議したものを再配布したのになります。

資料4-1に沿って意見の概要について説明します。まず1頁目、障害のある人向けのアンケートについてです。アンケート調査票については資料4-2を参考にしてください。性別に関する選択肢について、性的マイノリティの方への配慮として、男性・女性の他に「3 その他」を加えるという修正案が出されましたが、括弧内に自由に書けるようにするという新たな提案がありました。

次に住まいに関する設問につきましては、選択肢が何処まで必要かという議論がされ、経験豊富なコンサルタントの案を聞いてはどうかという意見が出されております。また、現在のみでなく、今後住みたい場所についても聞いてみてはどうかという意見も出ています。

身体障害者の主な障害を尋ねる質問につきましては、複合的な障害が想定されていないとの意見が寄せられています。

支援者に関する質問に関しましては、ヤングケアラーを想定した選択肢を設けた方が良いのでは、という提案があり、また、家族が悩みに思う事については、本人が想像で書いてしまうことが懸念されるという意見がありました。

2頁目に進みます。

障害福祉サービスについて、正式な制度名を括弧書きで追記するという修正案については全部会で一致しておりますが、選択肢14につきましては、「障害児」

を「児童」に修正した方がよいという意見が出ております。

サービスの利用に関しては、吹き出しの修正案のほか、選択肢が雑多であるという意見が出され、コンサルタントの意見を聞いて整理するという意見が出ております。

医療機関の利用に際しての困りごとに関しましては、吹き出しの修正案について「通院」とあるのを「受診」に変更してはどうか、という提案の他、具体的な内容の記載欄を設けるという案も出ております。

障害などの相談先、あるいは情報の入手先に関しましては、「相談支援専門員」という選択肢を追加するという事で一致しております。

収入に関する選択肢につきましては、「仕送り」を「家族からの援助」に変えるという案と「工賃」を追加するという意見が出ております。

3 頁目へお進みください。

働いている形態や場所に関する設問について、就労継続支援 A 型の事業所に通っている人がどれを選べば良いのか分かりにくいのではないかという意見、年収についての質問や「勤務先に障害や病気について伝えているか」という質問を追加するという提案、今後の希望についての質問で選択肢の 4 と 5 が分かりにくいという意見がありました。

就労支援センターの利用希望についての設問は、「利用したくない」と「利用する必要がない」というのを別の選択肢に分けた方がよいのではという意見が出ております。

避難所での配慮に関する設問につきましては、吹き出しの修正案の他、「男女別」という言い方を「性別に対応した形」に和らげたらどうかという意見、それからアレルギー等の食事への配慮も追加するという意見が出ております。

また、資料 4-2 問 3 1 の選択肢 1 につきまして、具体例を書いてしまうと見ただけで分かりにくい人を省くことになってしまわないかという意見が寄せられておりますが、事務局の考えとしましては、具体例を削除するよりは見ただけで分かりにくい人でも回答できるように、「その他の事情により体調が変化しやすい人」という文言を追加する方が良いのではと考えております。

4 頁目へお進みください。資料 4-4 問 3 2 の 4、災害に備えて日頃から準備していますか、という質問に、「はい」と答えた人に対して、具体的に何を準備しているのかを訊く設問を追加したらどうかという意見が出ております。

資料 4-2 の問 3 4、場所に関する質問に対して、精神的に休まる場所はあるけれども物理的に行けない場合があるのではないかという意見が寄せられています。この意見に対する事務局の考え方といたしましては、「居場所はあるが行くのが困難」等の選択肢を追加してはどうかと考えております。

障害者差別解消法についての質問に関連して、吹き出しの修正案の通り、障害

のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例に関する質問を追加するという事に関しましては、全部会で一致しておりますが、条例名の後ろに「小金井市障害者差別解消条例」というように書いた方が分かりやすく、周知につながるのではないかという意見が出ております。

問46 暮らし良いまちづくりに関する設問に関しては、吹き出しの修正案のように、「視覚・聴覚」などを削除するのではなく、「内部障害をはじめとした」という文言を追加するという意見が出ており、また、選択する数を5つに絞ることについても意見が出ております。

選択する数の制限に対する事務局の考えとしましては、アンケート結果の使い方として単純に出された意見を集約するだけなのか、上位にランク付けされたものを抽出する必要があるのかという点にも関わってくると考えております。

5頁目へお進みください。関係団体向けアンケートと事業所向けアンケートになります。アンケート調査票については資料4-3と資料4-4になります。こちらにつきましては、吹き出しの修正案の他に特段の意見はありませんが、暮らしやすいまちづくりに関する設問について同様の意見が出ております。

6頁目へお進みください。一般市民向けのアンケートです。アンケート調査票は資料4-5になります。吹き出しの修正案の他に特段の意見はありませんが、条例についてのホームページを表示させるQRコードを載せるという提案が出ております。

また、部会後に寄せられた意見として、選択肢が、障害のある人の事を知っていることが前提となっているので、一般市民が普段の生活で接しているような質問項目を考えた方が良いのではという意見が出ております。

最後にその他といたしまして、全ての調査票に関して表紙の注意書きの欄に、「お答えになりたくない項目は無理にお答えいただかなくても結構です。また、そのことで不利益が生じることはありません」という記載があると良いという意見が出ております。

説明は以上です。

(会長代理)

これから自立支援協議会としての案を固めていきたいわけですが、確認としてアンケート調査票については、これで最終決定というわけではありません。ここで決まった案を自立支援協議会の案として事務局が持ち帰り、計画策定のためのコンサルティング事業者と調整の上、変更される可能性もありますし、コンサルタントから新しい提案がされるという事もあります。

その点を確認したうえで、協議を進めていきたいと考えております。

ご質問ご意見等ございますか。

(委員)

本日の会議のことについてですが、いつもオンライン参加の人向けに資料をオンライン上で見せてくれていたかと思います。今日は、無いのでしょうか。説明についていけていません。

(事務局)

申し訳ありませんでした。表示させていただきます。

(委員)

質問と意見ですが、障害者団体向けのアンケートの中で3頁目にある対応分野ですが、アルファベットでAからNとその他、とありますが、家族会のメンバーに見せたところ、家族会はどこに入るのですか、という質問がありました。

その他なのか。「その他」とすると範囲が広いので、家族という項目を入れたらどうかという意見が出ました。その点について事務局の意見をお聞きしたいと思います。

(事務局)

この設問は、その会が何に対応しているかというわけではなくて、今まで活動する際に、実際に対応した悪い例と良い例を書いていただくものと理解しております。

(委員)

団体ではなくて、悪い例と良い例ということですね。

(事務局)

今まで体験した中で悪いと思われる対応があった時に、その対応が何についての対応だったのか。例えば外食の際に悪い対応があったとすればアルファベットEの飲食を選んでもらうという趣旨の質問です。

(委員)

分かりました。

(会長代理)

他にございますか。

(委員)

これも家族会で出た意見ですが、4頁目の問6に、「貴団体では会員やメンバーなどから虐待に関する相談を受けたことがありますか」とありますが、今のままですと、虐待だけの設問になっていますので、差別あるいは差別に関連する文言を入れたらどうかという意見がありました。

(事務局)

今の段階では、虐待だけにした理由は明確に分かりませんが、団体の中で想定されるものとして差別ではなく、虐待として書いているのかもしれませんが。

差別というのを除外する必要はありませんので、意見の通り、差別或いは虐待とするのか、差別と虐待のどちらに捉えるのか難しい場合は別々の設問として作るのも一つの方法だと、考えております。

この点について、少し時間を頂戴して検討をさせていただきたいと考えております。

(会長代理)

設問の変更によって、枝番の内容も変わってくるかと思うので、慎重な検討をお願いいたします。

他に質問がないようですので、自立支援協議会の案として現時点のもので進めさせていただきます。先ほどの問6に関する意見については、事務局で検討させていただきたいと思います。本日、加瀬会長が不在ですので、会長の判断を伺いながら進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「大丈夫です」との声あり)

(会長代理)

それでは、そのようにさせていただきます。

(事務局)

一点確認ですが、出ている意見で対立するような意見以外はそのまま採用するように諮りたいと思っておりますが、1頁目のF2に選択肢3「その他」というのを追加するということについて、「その他」という言葉自体もどうなのかということで、選択肢3を自由記入にしようかという意見も出ております。

これについては意見が分かれるところなので、ここで多数決を取るのか、あるいは持ち帰って事務局と会長とで相談という形で良いのか、確認をさせていただければと思います。

(会長代理)

この点について、何かご意見などはありますか
無いようでしたら、会長と相談させていただいて、一任いただければと思いますが、よろしいですか。

(「はい」との声あり)

(会長代理)

それでは、そのようにさせていただきます。

次の協議事項に進みます。

「議題(3) イ 障害者週間スペシャルイベントについて」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

追加資料 1 をご覧ください。こちらは障害者週間実行委員会に参加いただいている吉岡副会長の提案を基に、今後の協議事項も含めて事務局で整理した資料になります。

自立支援協議会で使用できる時間につきましては先ほどの報告事項でも説明したとおり、午前10時15分から12時までとなっております。

追加資料 2 を併せてご覧ください。こちらは平成29年2月に障害者福祉センターで実施した講演の資料で、障害者差別解消法について説明したものになります。今回の提案の内容は、このパワーポイント資料を現状に合わせて修正し、「合理的な配慮って何だろう」というテーマで講話を行いたいというものでございます。

講話は90分程度という想定なので、残り時間で市の条例についての説明と併せて条例に基づく市の取り組みについて周知したいと考えております。

更に、最後の30分間で参加者との意見交換をしたいというのが、吉岡副会長の提案でございます。

今回の障害者週間実行委員会は8月25日木曜日の開催を予定しており、そこでチラシの作成についての協議を予定していることから、本日は講話のタイトルとチラシ等に掲載する大まかな内容について決定して頂きたいと思っております。

なお、他に提案がある場合は同様の理由により、この場で概要を決定して頂きたいと思っております。

詳細な内容や役割分担等につきましては、イベント当日に間に合うよう、今後の部会で協議の上、事務局で調整し、11月9日開催予定の全体会で最終決定をしたいと考えています。

(会長代理)

今日決めていただきたいことは、自立支援協議会のイベントとして提案のとおり講話でよいかということと、それでよしとする場合、チラシに載せる内容として「合理的な配慮とは何だろう」というテーマでよいかということです。

最後に、可能であれば役割分担まで決めたいと考えています。何かご意見などありますか

(委員)

講話でよいかということと合理的配慮でよいかということについて、二つともそれでよいかと思います。合理的配慮については範囲が広く、内容も深いので、繰り返し説明して理解していただくことが必要であると思います。

(会長代理)

委員より賛成の旨の言葉をいただいていますので、他に意見などなければそのように進めさせていただきます。

(委員)

障害者差別解消法と合理的配慮について、繰り返し説明をするのはよいと思います。

2～3年前も、同じテーマで行ったと思いますが、その頃から継続して同じテーマで話をしているという理解でよろしいでしょうか。毎年、同じテーマで行っているのでしょうか。

(会長代理)

ずっと同じテーマでやってきているのかということですが、その点について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

障害者週間スペシャルイベントについては、毎年それぞれ異なった内容で行っております。去年については確か、条例改正があったので、それについての説明を行った記憶があります。一昨年については、自立支援協議会とは何か、という説明をしたかと思います。

(委員)

毎年違うということですね。色々とテーマを考えているということですね。時代に合わせてタイトルを考えていきたいと思います。

今、新しい言葉でSDGsという言葉があります。その中に誰一人取り残さないという言葉もあります。おそらく、11番目にあつたように記憶しています。SDGsの中に、障害者の理解に関連する話があればよいかな、と思います。

(会長代理)

SDGsのことも絡めた内容を加えた方がよいという理解でよろしいですか。

(委員)

はい、そうです。

(会長代理)

そのあたりは吉岡副会長が作成しているものを基に提案をさせていただいていますので、どのようにすれば上手く盛り込むことができるのか、検討をさせていただければと思います。委員のご意見は非常に重要なことだと思いますので、事務局と吉岡副会長と加瀬会長とご相談をさせていただければと思います。

(委員)

差別解消法というと硬いイメージがあるので、新しい言葉や興味を持てるようなものをきっかけとして、障害者の理解につながるようなお話を広めていただきたいと思います。

特に若い方については、この点が必要ではないかと思います。新しい言葉をきっかけにして、若い方が集まってくるように呼びかけて、理解を進めていく場を与えていければと思っています。

(会長代理)

委員のご意見を踏まえて調整をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

はい、よろしく願いいたします。

(会長代理)

事務局の方もそのようをお願いいたします。他に何かご意見などありますか。

それでは、概ね意見が出たということで、自立支援協議会としては、今回、講話を行うということで、合理的配慮って何だろうということで話をしていますが、タイトルについても若い人にも参加して頂けるようなタイトル、例えばサブ

タイトルを付けるといった考え方もあると思いますので、出来るだけ多くの人に参加していただけるように検討してまいります。よろしくお願いいたします。

事務局の方から役割分担など何かあればお願いします。

(事務局)

役割分担につきましては、午前の部が自立支援協議会の場となりますので、その司会進行をどうするかということがあります。昨年は実行委員会の委員にやっていたという経緯があります。

それと講話の説明者をどうするか。これは本日、基の資料を作っておき、吉岡副会長がいらっしゃらないですが、そのまま吉岡副会長でよろしいのかどうか。12月3日がイベント当日ですので、必ずしも本日この場で決定しないといけないというわけではないので、この場で立候補をいただいてもよいですし、次回の部会で決定してもよいのではと考えています。

(会長代理)

役割分担については必ずしも、今日決めなくてはならないということではないのですが、今、立候補される方はいますか。いないようですので、専門部会などを通じて決めさせていただければと思います。

(事務局)

先ほどのテーマについてですが、次の障害者週間実行委員会が8月25日にあります。その頃からチラシの作成に入っていきますので、先ほど、若い人にも関心を持ってもらえるように、という意見がありましたが、合理的な配慮とは何だろうということを軸にしたテーマに、何かしらの工夫をするということで、会長の一任とさせていただいてもよろしいでしょうか。

(会長代理)

皆さんいかだでしょうか。

(「良いです」との声あり)

(会長代理)

特段ご異論はないということで、それでは事務局の方でお願いいたします。

それでは次に、「議題(3) ウ 差別解消委員会委員の選任について」となります。事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

差別解消委員会委員の選任について、ご説明いたします。

本件につきましては、特段の資料はございません。差別解消委員会委員につきましては、5月の全体会におきまして加瀬会長、吉岡副会長、石塚部会長及び、弁護士の幡野委員が指名され、現在4名となっております。前期は6名の方が指名されており、今期につきましても予算上は6名分を措置しておりますので、他に就任したい方がいないか、7月の部会でもお声がけをしましたが、未だ希望はない状況でございます。

要綱上、特に人数の規定はありませんので、8月末日まで希望を受け付けることといたしまして、その時点をもって、会長一任をもちまして、今期の差別解消委員を決定したいと考えております。

(会長代理)

今、この場で立候補や質問などあれば、お受けしますが、いかがでしょうか。特にないようですので、立候補する意思のある方がいらっしゃいましたら、今月中に事務局まで申し出ただけければと思います。その後につきましては、会長に一任させていただければと思います。

次に、「議題(3) エ 地域福祉推進委員会委員の推薦について」です。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料5-1をご覧ください。小金井市地域福祉推進委員会条例第3条には同委員会の組織についての規定がございまして、同条第2項第3号に福祉団体等に属する者は7名以内とされております。この7名のうち1名は自立支援協議会から推薦されており、第7期の小幡委員が就任されておりました。

資料5-2は令和3年1月29日現在の同委員会の委員名簿でございますが、この度、自立支援協議会の委員の改選に伴い小幡委員が条例に規定する、福祉団体等に属する者ではなくなることから、令和4年7月8日付で小金井市長より自立支援協議会会長宛に、後任の推薦依頼が来たところでございます。

委員会の所掌事項は条例第2条に記載のとおりでございます。任期は前任者の残任期間となりまして、委嘱日から令和4年12月12日までとなっております。

開催回数につきましては、年3回程度ということですが、ここ数年の実績としましては、令和元年度が2回、令和2年度が1回、令和3年度1回という状況でございます。推薦期日は10月14日となっております。

説明は以上です。

(会長代理)

何かご質問などありますでしょうか。

推薦期日が10月14日ということになっておりますので、次回の全体会では間に合わないということになるので、本日決めたいと考えております。立候補もしくは推薦などありますでしょうか。

特にいらっしゃらないようですので、事務局と調整し、会長に一任させていただければと思います。

次に「議題(4) その他」についてです。何かございますか。

(委員)

ご報告したいことが2件あります。

一つは、小金井市手をつなぐ親の会で災害時の自宅避難者用に、玄関にかけておく札を作りました。東京都のヘルプマークを基にしたものですが、避難所に行くことが出来ない障害者が自宅で避難生活をしているというものの確認作業の効率が大幅になるのではないかと考えて作りました。

出来れば東京都の真似ではなく、小金井市内の障害者全てで共通の独自のフォーマットの札を作ることが出来れば良いと考えております。直ぐに取り組むことは難しいのですが、そのうち、取り組めたら良いな、と考えております。

2件目の報告ですが、小金井市の条例の見直しにおいて配慮すべき事柄に選挙が入ったので、それを受けて市の方で選挙の配慮について見直しをしてくださいました。

私の子どものような重度の知的障害者も投票できるようにという取り組みをしてくださいますして、私の子どもも投票できました。狛江市の取り組みを参考にさせていただきましたが、その上で小金井市として考えて取り組んでくださいました。具体的には事前の予習を家で行いましたし、田無特別支援学校では、生徒会の選挙を本物の選挙に似せた形で行うという取り組みを行ってくれていたこともありまして、私の子も選挙というものが全く分からない、という状態ではなかったことがあります。

期日前投票に行きましたが、代理投票申請書を持って、投票したい人の切り抜きを持ち、選挙管理委員の方が2人で対応してくださって、1人が子と直接やり取りをし、もう1人がそのやり取りについて問題がないか、全部見守ってくださいました。私は一緒に会場に入って、記載台だけは見ないようにして無事に投票が出来まして、本人も「投票出来ちゃった」という大満足で、ニコニコして喜びながら帰宅することが出来ました。

重度の知的障害者も投票できるよということを周知したいと考えています。

年上・先輩の保護者の方々と話すと、「今更、選挙に行こうとは思わない」という方も多かったので、若い世代の方々に周知していきたいと考えています。

(会長代理)

ステッカーの件は、小さなことから取り組むことで機運が盛り上がり行けばいいと思います。選挙の件も、小さなことから地道に取り組んで行ければと思います。

他に何かございますか。

(委員)

質問です。

ステッカーは凄く良いアイデアだと思います。イメージとして、ドアの所にかけて使うのですか。他の方がそれを見て支援をするというイメージでよいですか

(委員)

はい、そうです。これを玄関周りの見えやすい所に掲示していただいて、市役所や民生委員の方が安否確認を行うと思いますので、この「自宅避難中。お声がけをお願いします」というステッカーを見てスルーするのではなく、実際に声をかけていただくことが重要だと思い、これを作りました。

何か困っていることがあるはずなので、その困りごとを聞き取っていただきたいということです。

(委員)

私も聞こえないものですから、使わせていただきたいと考えております。よろしいでしょうか。

(委員)

手をつなぐ親の会の役員会で相談して許可が出れば、お渡しすることも出来るかと思います。少しお時間をください。

(委員)

是非、お願いします。聞こえないお年寄りには外に出ないかと思っておりますので、そういったステッカーを見ることでお手伝いに来てくれたり、耳が聞こえないということで筆談をして頂けると思うので、すごく便利だと思います。

(会長代理)

他に何かございますか。特になさそうですので、「次第3 次回の開催日程について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今回は9月14日(水)、専門部会を開催予定です。時間は18時からとなりますので、ご注意ください。

開催場所は

生涯発達支援部会が、本町暫定第1会議室

相談支援部会が、萌え木ホールA会議室

社会参加・就労支援部会が、801会議室

となります。すべて違う建物となりますので、お間違えの無いようお願いいたします。

合同部会につきましては、20時15分から本町暫定第1会議室で開催を予定しております。

次回の予定については以上です。

(会長代理)

何かご質問などございますか。

(委員)

欠席の方は意見を出すことは出来るのでしょうか。

(事務局)

欠席の方につきましても、後ほど意見をくだされば、採用させていただきたいと考えております。

(委員)

欠席した方が後で意見を述べるということは、前にもありましたか。

(事務局)

過去にもありまして、会議録にて調整をさせていただいております。

ただ、会議当日の決定事項に支障が出るような意見については、参考意見程度にとどめざるを得ないかと考えております。この場で決まったことについて何か取り入れられるものがあれば、参考にしたいと考えております。

(委員)

本日、欠席された方から事前に意見があったかどうかお伺いしたいのですが。

(事務局)

今回については、事前に意見はいただいておりません。今回は体調上の関係や、本日急遽、仕事が入ってしまった等、前から欠席を予定していたというよりも突発的な事情により休まれた方が多い状況です。

(委員)

分かりました。

(会長代理)

毎回、欠席される方で意見のある方は事前に出せるようになっておりますので、意見があるようでしたら事前に出していただければと思います。

以上で第2回地域自立支援協議会全体会を終了させていただきます。